

論文

正義論における民主主義の位置

——正義論と民主主義理論の現代的展開についての予備的考察——

石 黒 太*

序：問題の設定

ジョン・ロールズの思想的根幹を形成する主要な著作・論考はいくつも挙げられるが、『正義の理論』（1971年）と『政治的リベラリズム』（1993年、ペーパーバック版は1996年）という兩大著が、最も重要なテキストであることは衆目の一致するところであろう。ロールズは、『正義の理論』の公刊によって、現代の正義に関する議論の枠組みを構成することになった。その後、様々な批判に応答する形で、20余年を経て『政治的リベラリズム』が発表されたのであるが、現在、ロールズの世界を探ろうとすると、両著書における変化と継続、すなわち『正義の理論』以降の思想的変遷を如何に理解するかが、一つの大きな問題となっていることは言うまでもない。

本稿は、このロールズの思想的変遷について、理論における「民主主義」の位置と意味に注目して考察していきたいと考えている。言うまでもなく、『正義の理論』においてロールズが提示した「公正としての正義」という構想は、リベラルな正義の構想として認知されている。しかしながら他方で、『政治的リベラリズム』な

どにおいてロールズが提示した様々な概念は、民主主義理論への重要な貢献を含んでいることも指摘されており、とりわけJ. ハーバマスの理論的営為と並んで、「討議的民主主義 (Deliberative Democracy)」の思想的源泉とされている。しかし、従来、自由主義と民主主義という二つの政治的価値、あるいは「公正としての正義」に代表されるような自由主義を基礎づける正義構想と民主主義との関係は、理論的に緊張をはらむものとして理解されてきた。『正義の理論』において示されたりベラルな正義の構想と、『政治的リベラリズム』において示されたと言われる民主主義理論への貢献の間に緊張は存在しないのであろうか。存在するとすれば、両者はどのようにして両立しうるものであろうか。そもそもロールズは、その思想的遍歴の中で、民主主義についてどのように考えてきたのであろうか。ロールズ理論における民主主義の位置に注目し、特に討議的民主主義理論とのかかわりに注意しつつ、これらの問題を考察することによって、現代社会における規範理論の方向性を探る端緒をつかむための予備的考察としたい。

*早稲田大学大学院社会科学部 博士後期課程4年（指導教員 古賀勝次郎）

1 前提的考察：正義と民主主義

本稿は、現代社会における規範理論の方向性を、正義理論と民主主義理論という二つの理論の蓄積から考察していくための予備的考察となる。そこで重要な問題となるのは、正義と民主主義という二つの価値の関係のあり方である。正義と民主主義はどちらも現代社会の政治において重んじられるべき価値と考えられているが、この両者の関係は必ずしも明確ではない。一般的に、正義という価値と民主主義という価値はどのような関係にあると言えるであろうか。

従来、正義と民主主義は対立関係として捉えられることが多かったと思われる⁽¹⁾。例えば、プラトンに代表されるように、正義と民主主義を対立するものと捉えつつ、民主主義に対する正義の優先性を主張する立場を取り上げることができよう。『国家』等において展開された「哲人王政」に明らかなように、プラトンは、民主主義的政治制度が正義に適った体制であるとは考えていなかった。むしろ、民主主義的決定が、正義に反することさえあると考えており、「正義」は民衆の「臆見」による決定から守られるべき価値であり、民主主義的決定に対して優先すべきものと考えていたとされている⁽²⁾。

同じく正義と民主主義という政治的価値を対立しうるものと捉えつつも、逆にM. ウォルツァーのように、正義や真理に対する民主主義的決定の優先性を説く立場もある。ウォルツァーの「複合的平等」論は、各々の財は、社会的伝統の解釈から生じる、財それ自身が持つ意味に従って配分されることを要求するが、その解釈において権威的な存在はなく、哲学者に

よって発見あるいは発明された正義や真理が権威的とされる根拠はない。「真理は一つである。しかし人々は多くの意見を持つ。真理は永遠である。しかし、人々は継続的に心変わりする。ここには、最も単純な形式において哲学と民主主義の間の緊張があるのである」[Walzer, 1981: 383]。「哲学に対する民主主義の優先」という基本的な立場は、他にも民主主義の哲学的基礎付けに異議を唱えるR. ローティの理論にも見られる [Rorty, 1991]。

これらの立場は、正義と民主主義という二つの政治的価値がはらんでいる緊張関係を端的に示しているといえよう。ある政治的共同体にとって、正統な決定とはいかなるものかということ考えたとき、前者は、決定の正統性を正義あるいは真理という理念に求める。それに対して、後者は、決定の正統性を保障するものは、決定によって影響される人々が、その決定過程に参加しているという事実であると考えられる。しかしながら、万人が参加する決定過程を通過した決定が正義に適う保証はない。また、正義に適った決定が万人によって合意されるとも限らない。このようにして、両者の正統性の考え方は対立しうるのである。そして、この対立が問題となるのは、現代社会が多源性という条件によって特徴付けられるからである。様々な価値観を持った人々によって分裂している現代社会の多源性に鑑みれば、先の立場はどちらも問題をはらむことがうかがえる。第一の立場については、哲学者が発見あるいは発明する「真理」や「正義」に、多元的な価値観を持つ人々が、自らの価値観や世界観と矛盾なく従うことは難しい。第二の立場についても、多元的に分裂した社会において、民主主義的決定が何よりも優

先するならば、「多数派の専制」の脅威に対する歯止めはないことになると思われる。

K. ダウディングらに従えば、結局のところ、現在の主要な政治哲学のアプローチのほとんどは、正義と民主主義の両者を規定しており、この二つの価値を和解することを目指しているといえる [Dowding, 2004: 14]。それでは、ロールズを含むリベラルな正義論はこの問題をどのように捉えるのか。一つの典型的な捉え方は、B. バリーに見られるであろう。バリーの正義論は、民主主義を純粹に道具的なものと捉えることによって、両概念の緊張関係を解消しようと試みる。リベラルな枠組みにおいて、民主主義を擁護する際には、採りうる方向性は一般的に言って二つある。すなわち、民主主義に本質的価値を認めるか、民主主義に道具的価値を認めるかである。道具的価値のみを認めるならば、民主主義は望む結果に到達するための最善の道具として理解されることになる。バリーは、民主主義には固有の本質的な価値は存在せず、道具的な価値しか存在しないと考える。彼によれば、必然的に民主主義を正当なものにするようなものは民主主義には内在しない。民主主義は、形式的に市民たちの見解を把握し、それらを結果に変形させるための手続きに過ぎないとされるのである [Barry, 1995] [Dowding, 2004: 15]。それに対して、民主主義自体に本質的価値を認めるならば、全ての人々の自由と平等を尊重する最善の方法と考えられるがゆえに、民主主義的な投票や選挙が要請されることになる。すなわち正義と民主主義の間に本質的なつながりを認め、正義の原理が平等な参加への権利を要請し、その結果正義に適った制度として民主主義的制度が要請されると考えるので

ある。どちらにせよ、リベラリズムの基本的な考え方では、民主主義に対して正義が優先する。それゆえ、民主主義過程によって正義原理が覆されることは許されない。

それでは、ロールズの立場はどうか。『正義の理論』の中心的なテーマはリベラルな正義であり、ロールズもリベラリズムの一般的な見解に従うと考えられる。そのため、ロールズは民主主義を正義に従属させているという指摘がしばしば行われている。この評価は妥当であろうか。『正義の理論』において民主主義はどのように扱われているのか、簡単に確認しておきたい。

2 『正義の理論』における民主主義

ロールズは、『正義の理論』で自由民主主義を擁護したとされるが、民主主義自体に関する言及がそれほど多くないことはしばしば指摘されている⁽³⁾。『正義の理論』においては、民主主義はどのように位置づけられているのであろうか。そして、具体的にどのような内容を持つのであろうか。順番に確認したい。

周知のとおり、ロールズの公正としての正義の構想は、原初状態という仮説的な状況における合理的な推論によって正義の二原理が導かれると考える。第一原理は、政治的自由を含む人々の平等な自由を保障し、第二原理は、公正な機会の均等と格差原理を要請する。そしてロールズは、これらの正義原理を実現するための制度として、『正義の理論』の第四章「平等な自由」において、立憲民主主義の制度を擁護するのである。ロールズによれば、正義の二原理を満たす基本構造の主要な制度は、立憲民主主義の制度なのである [Rawls, 1971: 195]。

ここにおいて、正義の二原理を社会制度に適用し、立憲民主主義を実現していくためにロールズは四つの段階を想定している。これらの段階は、歴史的なものではなく、正義の諸原理を適用するための工夫であり、それぞれの視点は、前の段階の拘束を引き継ぐとされている。まず第一段階として考えられるのが原初状態である。次に、原初状態の当事者が正義の諸原理を採用した後に、政治的形態の正義、すなわち基本法を制定するための集会が開催される。これが第二段階である。ここでは原初状態においてかけられていた無知のヴェイルが一部引き上げられ、選択されている正義の諸原理の拘束に従って、政府の立憲的な権力や市民の基本的権利のための体系を設計することになる。注意しておきたいのは、この四段階の進行において使用しうる知識の種類についてである。それは、社会理論の最初の諸原理とその帰結、そして社会の規模や経済発展の水準といった社会についての一般的事実、さらに社会的な地位、生来の属性といった個人に関する特殊な事実の三種類があるが、原初状態においては、社会理論の最初の諸原理とその帰結に関する知識のみが使用できる。第二段階ではそれに加えて、社会に関する一般的事実もある程度利用できるようになるとされる [Rawls, 1971: 195-201]。

こうして、第二段階で「最も有効で正義に適う基本法、つまり正義の諸原理を満たし、正義に適う有効な立法をもたらすのに最も適している基本法」が選ばれることになる。ただし、ロールズはこの点について、二つの問題を区別する。正義に適う基本法は、正義に適う結果を保障するように決められた、正義に適う手続きと考えられるが、第一の問題は、正義に適

う手続きを設計することである。このために、平等な市民権の自由、すなわち良心の自由、思想の自由、身体の自由、平等な政治的権利への自由が具体化されている必要がある。しかし一方で、いかなる政治的な手続きも、不正な結果を生み出す可能性を有する。そのため、第二の問題は、諸々の手続き上の取り決めの中から、正義に適う有効な法秩序をもっとももたらしそうな、正義に適う実行可能な手続きを選び出すことであるとしている。基本法の正義は、この両方の点から評価されるべきであるとロールズは指摘する [Rawls, 1971: 197-198]。以上の点で、『正義の理論』にとって、民主主義が単に道具的価値しか持たないようなものではなく、本質的価値を持つと考えていることがうかがえよう。

そして次に、第三段階である立法段階へと移行することになるが、ロールズによれば、立法が正義に適っているか否かについては、道徳的な意見の相違に陥りやすいため、正義の二原理を分割して、別々の段階に適用することが求められる。まず、平等な自由という正義の第一原理は、基本法制定集会のための第一義的なスタンダードとなり、身体の基本的自由、良心の自由、思想の自由の擁護が要請される。それに対して、第二原理は、立法の段階で役割を演じる。ここに至ると、一般的な経済的・社会的事実が全ての領域にわたって、むき出しになって現れてくるという。最後の第四段階は、裁判官や行政官らによって個別的事例にルールが適用される段階である(司法段階)。この最終段階である司法段階においては、如何なる形態の無知のヴェイルも存在せず、全ての制約がなくなるとされる [Rawls, 1971: 198-201]。

この原初状態からはじまる四段階の進行から、ロールズの民主主義に対する基本的考えが見出されるであろう。まず、公正としての正義の構想が民主主義的であるといえるのは、以下の二点においてである。すなわち、基本法制定段階において、全ての人々が基本法の制定過程に参加することを要請するという意味において、公正としての正義の構想は、民主主義的である。ロールズによれば、公正としての正義の構想は、全ての人々が公正に代表されている初期状況の視点から、共通の原理が樹立されるべきであるという観念から始まっている。それゆえ基本法制定過程には、可能な限り原初状態の平等な代表が保持されるべきであると主張される。平等な自由の原理は、基本法で定められる政治的手続きに適用される際には、「平等な参加原理」とよばれる。この原理が求めるのは、基本法制定過程に全ての市民が参加し、その結果を決定する平等な権利を全ての市民が有するということである [Rawls, 1971: 221-222]。

この参加原理は、基本法制定集会の段階と区別される、通常の立法段階においても適用されることになる。この意味においても、公正としての正義の構想は、民主主義的といえる。ロールズは、参加原理によって定義される平等な自由について、その意味、範囲、その価値を高める手段という三点を論じることで具体的な民主主義像を示している [Rawls, 1971: 222-225]。まず、意味については、一人一票及び一票等価の準則をはじめ、全ての市民が公職への平等なアクセスを有すべきことなどが主張される。そして参加原理によって定義される平等な自由の範囲は、多数決ルールという手続きが立憲主義のメカニズムによって制約される度合い

に応じて決定されるという。立憲主義は、人々の自由を保護するが、無制限の多数決ルールは、自由の敵である。しかし、実質的に多数決ルールにある程度頼らざるを得ないので、自由に対する危険と立憲的な自由の保障について正しくバランスを取らねばならないとロールズは言う。最後に、政治的自由の価値は、もちろん全ての人の自由の価値と両立する限り増進されねばならないのだが、そのためにはいくつかの措置が講じられる必要があるとロールズは指摘する。まず、民主主義体制は、言論や結社の自由、思想・良心の自由を前提としているが、これらは当然正義の第一原理によって要請されると同時に、合理的に政治的な諸問題が処理されるためにも必要となる。それだけではなく、ロールズは、「より多く私的な手段を有する人々が公共の討議の方向をコントロールするために、彼らのアドバンテージを使用することが許されているならばいつでも、参加原理によって保護される自由は、その価値のほとんどを失っている」と指摘する [Rawls, 1971: 225]。そのため、平等な政治的自由の公正な価値を保持するために、補正的な措置がとられねばならない。その具体例として、財産と富は広く分配されていなければならないこと、さらに政党への公費助成をロールズは挙げている。これは、「政党が私的な要求、つまり公共的なフォーラムにおいては述べられることがなく、また公共善の概念に照らして公に論議されることもない要求に関して、自律している」ために必要とされるのである [Rawls, 1971: 225-226]。

3 『正義の理論』の民主主義理論への貢献

以上を踏まえて『正義の理論』による民主主義理論に対する貢献を幾人かの論者の分析を借りてまとめておきたい。J. ウルフに従うならば、『正義の理論』が民主主義に対してなした貢献は、以下のように整理できる。すなわち、ロールズは民主主義「理論」に対して二つの貢献を為し、民主主義の「実践的・制度的な改革」に対して一つの貢献を為した。理論に対する第一の貢献は、我々が、エゴイストや道徳家としてではなく、市民として投票すべきことを明確にしたことである。ロールズによれば、人々は、純粋に彼らの私的な利益もしくは選好のために、あるいは私的な道徳性に従ってさえ投票すべきではなく、彼らが他者に対して正当化しようと感じるものに基づいて投票すべきであるとされる。理論に対する第二の貢献は、選挙区の全ての人を包含することと正義に適った有効な立法という目標の間には緊張が存在するけれども、いったん人々が投票権を与えられたならば、彼らはそれを賢く用いる「市民」に進化するであろうということを示したことである。制度的な改革における前進は、政治運動に対する公費助成の主張である [Wolff, 1998: 347]。

これらの貢献は、初期の討議的民主主義理論にも大きな影響を与えている。J. コーエンは論文「討議と民主主義的正統性」において、B. アッカーマンやF. マイケルマン、C. サンステインといったアメリカの立憲主義を討議的民主主義の観点から読み解く論者の著作を挙げつつ、討議的民主主義の中心的な役割を、ロールズの「正義に適った社会」における民主主義的

政治の説明を通して示そうとする⁽⁴⁾。具体的には、コーエンは、民主主義についてのロールズの見解の特徴を以下の三つにまとめている [Cohen, 1989: 17-20]。

第一の特徴は、「秩序だった民主主義においては、政治的討論は、公共善の代替的な構想を巡って組織化される」ということである。ロールズによれば、民主主義政治は特殊的部分的な利益を追求する集団間の公正なバーゲニングから構成されると考えるような、いわゆる多元主義的民主主義は正義に適った社会にふさわしくない。それゆえ、市民と政党は「狭隘なもしくは集団利益的な観点を取る」べきではなく、政党は「公共善の構想を参照することによって公然と擁護される」要求にのみ応答すべきである。

第二の特徴は、「民主主義的秩序の理想は、市民たちにとって明らかな方法において満たされねばならない平等主義的含意を有する」ということである。すなわち、「正義に適った社会においては、政治的機会と権力は、経済的もしくは社会的立場から独立していなければならず、政治的自由は、公正な価値を持たねばならない」。これによって、累進課税措置とともに政党への公共的な財政支援と私的な政治支出への制限が要請されることになる。

第三の特徴は、「民主主義政治は、自己尊厳のための基盤を提供するような仕方において、政治的競争の感覚の発展を促進するような仕方において、そして正義の感覚の形成に寄与するような仕方において、整除されるべきである」ということである。それは、「市民的友愛 (civic friendship) と政治文化のエートス (を形作るため) の基盤」を定めるべきであるということ

を意味する。コーエンによる以上のロールズの民主主義の特徴のまとめは、ある程度ウルフによる整理と符合するといえよう。コーエンは、この民主主義の特徴から、討議的民主主義の形式的な構想と、その理想的な手続きに至ろうとするのである [Cohen, 1989: 21-23]。

これらの特徴の中でもとりわけ注目すべきは、公共善に従って人々が民主主義過程に参加すべきであるという要請であろう。これは正義の二原理を具体的制度に適用する四段階の進行に内在していたといえよう。先述のとおり、四段階の進行では使用しうる知識が限定される。基本法制定段階においては、社会理論の最初の諸原理とその帰結に関する知識に加え、自らの社会についての関連のある一般的事実も使用しうる。立法段階においては、一般的な経済的・社会的事実が全ての領域にわたって現れてくるとされる。個々人の社会的な地位や生来の属性、特有の関心といった事実は、最終段階まで現れてこないのである。ロールズは、このように無知のヴェイルが段階的に引き上げられることによって、人々が個人的選好に基づいて民主主義過程に参加するのではなく、公共的な関心事について、公共善に基づいて参加するように設定しているのである。しかしながら、なぜ人々は、民主主義過程において、公共善しか考慮に入れてはならないのかは明確ではない。コーエンが指摘するように、民主主義をバーゲニングとして捉える多元主義的構想は、公正さの理念を反映していると主張しうるかもしれない [Cohen, 1989: 20]。そもそも、正義の原理を社会に適用していくための工夫とされるこの四段階の進行に、使用しうる知識などについての制約を課すことは、どのような意味と効果を持

つのであろうか。

何よりも、ここには正義の二原理を確固とした不可逆的なものとして確立することを求め、討議の仕方や論点について制約を課し、民主主義的決定が正義の原理から離れないようにコントロールしようというリベラリズムの基本的考えに即したロールズの意図がうかがえよう。ロールズは、基本法制定過程は、不可逆的なものではなく、必要であれば、しかるべき過程を経て基本法を改定することもできるとしている。しかしながら、改定の対象となるのは、正義の二原理に抵触しない部分だけであるということになるだろう。民主主義的決定が正義原理を覆すことは許されないのである。

ここに、正義と民主主義の緊張関係が再び現れてくる。それは、ウルフに従うならば、「多数派の専制」と「民主主義の衰弱」との緊張関係ともいえるものである。多数派にあまりに多くの権力を与えてしまえば、少数者の権利への抑圧状態が生じかねない。その一方で、立憲的に擁護された権利をあまりに多く認めてしまえば、民主主義的決定作成の領域の縮小を導くのである [Wolff, 1998: 338]。この両者をどのようにバランスをとるか、これこそが、自由民主主義に求められる課題の一つといえよう。ウルフによれば、「少なくとも部分的には」、ロールズの民主主義においては、政治的プロセスに残されるものはあまりにも少ないのではないかという反論に、答えることができる。すなわち、基本法は、正義に適った社会のアウトラインを大まかに述べるに過ぎないのであり、正義に適切でありかつ有効な立法を生み出すためには、多くの作業が必要であるという [Wolff, 1998: 346-347]。

しかしながら問題は、民主主義に不可欠の要素である他者とのダイアログはどの程度行われうるのかということである。明らかなことではあるが、「原初状態」自体には民主主義的要素があるとは言いがたい。原初状態の当事者は、一つの視点から合理的な判断に導かれて正義の二原理に全員一致で到達するのであり、そこにおいては、複数の視点はなく、ダイアログの契機が存在しないと考えられるからである。原初状態が理想的なダイアログ状況という体裁を採っているとしても、実際のところはモノログとして機能していることはしばしば指摘されている。そして、その後の進行において、原初状態というきわめてモノログ的な装置は、無知のヴェイルが段階的に引き上げられていくことによって、市民たちの複数の視点が考慮に入ることになり、徐々にダイアログ的になることが意図されている。

しかし、この過程において人々は、前の段階から引き継いだ規範と、使用しうる知識の制約を受けて、決定を行うことが求められる。実際に視点の複数性がどこまで存在しうるのかは未知数であろう。四段階のうちの基本法制定過程について特に焦点を当てて検討するR. ムーアは、この過程においては、討議のポイントが切り崩されてしまうのではないかと指摘している [Moore, 1979: 319]。ムーアによれば、第二段階は、安定的で正当な立法の基礎付けを与えるようデザインされている。それゆえ、決定的に重要なのは、その進行が、「採用された正義原理に完全に忠実であり」、かつ「我々の熟慮された判断の道理的な近似であり拡張である」ということである。そして、これらの目的のために、「ロールズは困難なバランス調整を強いられる。

一方では、彼は正義原理が、進行に対する支配的な「コントロール」を行使することを望み、他方で、開かれた討論、意味のある不同意、真の妥協などの余地を [基本法制定の] 会議に残しておきたいと考えるのである」と指摘している。ムーアによれば、ロールズはここにおいて『正義の理論』の中で最も困難な作業を行っている。もし、進行に対する正義原理のコントロールが強すぎれば、我々が基本法作成と結びつける開かれたフォーラムの特徴は失われるだろう。しかし、もしそれが弱すぎれば、遠心分離的効果が生じることになる [Moore, 1979: 319-320]。

では、ロールズの民主主義についての考察から出発するコーエンの討議的民主主義理論であれば、これらの問題を解決しうるのだろうか。コーエンは、ロールズが先述の民主主義の特徴を「公正さ」という理念の自然な帰結であると考えたのに対して、なぜ政治的な討論は公共善に焦点を当てるべきであるのかといったことが明確ではないとして、「政治的とりきめの公正さの中に、理想的な公正さを「映し出す」ようにするのではなく、「社会的政治的制度の中に、理想的な討議のシステムを映し出すように求めることによって進めるべきである」とする [Cohen, 1989: 20]。こうしてコーエンは、「[ロールズのように] 民主主義それ自体を、単に公正さや尊敬の平等の価値の観点から説明されうる派生的な理想としてではなく、根源的な政治的理想として扱う」 [Cohen, 1989: 17] として、討議的民主主義の理念が根源的な組織的理想の役割を果たすことができると主張するのである。

ただし、正義という価値と同じく、討議的民

主義の理念がそのような役割を果たしうると論じることは、民主主義の決定によって人々の自由が掘り崩されるといった問題が生じるのではないかと問う余地を残すことになる。コーエンはこの点について、以下のように述べる。「民主主義の理想が根源的な組織的理想の役割を果たすことができるということを示すために、根源的な自由と政治的組織化の説明をより詳細に追求し、幅広いその他の争点についても取り扱う必要がある。もちろん、その要請が、自由な公共的討議を制度化することについて、より豊かになればなるほど、政治的アジェンダから取り除かれる必要があるかもしれない争点の範囲は大きくなる。つまり、公共的討議の背景の枠組みを形作る争点の範囲は、その主題的な問題よりも大きくなるのである。そして、その範囲が広くなればなるほど、討議すべきことが少なくなる」[Cohen, 1989: 32]。ロールズとコーエンは、根本的な原理を正義とするか討議的な理想とするかについて異なっているけれども、同一の緊張を抱えているのである。

4 『政治的リベラリズム』における民主主義

それでは、『政治的リベラリズム』に代表される『正義の理論』以降の論考においては、民主主義はどのように位置づけられ、どのような具体的内容を持つものとして描かれているのだろうか。『正義の理論』と『政治的リベラリズム』の両著作において変化はあったのか。

まず、位置づけから確認しておきたい。『正義の理論』以降、ロールズは様々な批判に対処していく中で、自らの理論的立場を幾分変化させている。『正義の理論』に対しては当初、「原初

状態」という装置の中立性こそが正義原理の規範としての力の源泉とされ、この装置が正義の諸原理を選択し正当化することによって、どれほど安定的かということに関心が向けられた。T. ネーゲルらによる批判がそれである[Nagel, 1989]。このような最初期の批判は、方向性は異なれども、その後、繰り返し論じられることになった。一方では、ロールズの理論は普遍的な道徳的基準を見出すことに失敗していると言われ、他方では、そもそも普遍的な道徳的基準を見出そうとすること自体が誤りであると主張される。前者の主張は、社会的選択論からの批判に多く見出されるものであり、後者の主張は、共同体主義による批判が典型であろう。どちらの立場にも共通するのは、『正義の理論』においてロールズが普遍的な正義の基準を確立しようと努めているという認識である。

これらの批判を受けて、ロールズは自らの提示する正義の構想が普遍的なものではなく、現代（アメリカ）の文脈において考えられるべきものであるということを主張するに至った。ロールズは、特定の社会的・歴史的環境にかかわらず、あらゆる社会に適合する正義の構想を見出そうと試みているのではないと明言した上で以下のように続ける。「我々は現代の諸条件の下にある民主主義社会の内部にある、基本的な諸制度の正義に適った形態を巡る根本的な意見の不一致を解決したいと考えるのである。我々は我々自身と我々の未来を見ており、いわばアメリカ独立宣言以来の我々の論争を反省しているのである。我々が到達する結論がより広いコンテキストにおいてどこまで意義を有するかは、別の問題なのである」[Rawls, 1980: 305-306]。

これによって、民主主義の位置づけについても若干の変更がもたらされたと思われる。『正義の理論』においては、正義の構想を具体化する制度として民主主義が要請された。すなわち、公正としての正義の構想から派生するものとして民主主義が位置づけられていたのに対し、『政治的リベラリズム』等においては、民主主義社会に適した正義の構想こそが求められるということを強調しつつ、正義の構想が現代の民主主義的文化に由来するものとすることによって、我々の民主主義社会にもっともふさわしい原理として、公正としての正義の原理が現れるという論理構造が明らかになったのである。ただし、これは変化というよりもこれまで暗黙裡にあった論理構造が明らかにされただけでも言える。

それでは、民主主義の具体的内容については変化があるのだろうか。この点について検討するには、ロールズ概念装置の中でも、「公共理性」の観念について考察する必要がある。公共理性観念がロールズの理論において大きな役割を果たすようになったのは、1980年代半ばの論文からであり、『政治的リベラリズム』においても中心的な観念の一つとして登場する。その後、この観念は討議的民主主義理論の起原の一つとして頻繁に取り上げられるようになり、ロールズ自身、「公共理性再訪」論文などにおいて、積極的に公共理性と結び付けて、討議的民主主義へのコミットメントを表明するようになっていく [Rawls, 1999: 131-140]。では、どのような点において、公共理性観念は民主主義あるいは討議的民主主義と関連するのであるか。

公共理性は、平等なシチズンシップの地位を

共有している人々の理性であり、民主主義社会において集合体として、法を制定したり憲法を修正したりすることによって、最終的な政治的強制権力をお互いに対して行使する平等な人々の理性であると位置づけられる。そしてこの公共理性は「立憲制の本質要素と基礎的正義の問い」に適用されるものであり、これらの最も根源的な政治的問いについて討論し、投票するとき、市民たちは公共理性の制限を尊重すべきであるとされる⁽⁵⁾。ロールズによれば、我々の政治権力の行使は、以下のときにのみ、完全に適切である。すなわち全ての自由で平等な市民たちが、彼らが共通の人間理性にとって道理的で合理的であるとして受け容れうる原理と理想の観点から、道理的に支持することが期待されるような本質要素を持つ憲法に従って行使されるときにのみ、完全に適切である [Rawls, 1996: 136, 217]。これを、ロールズはリベラルな正統性の原理として主張する。討議的民主主義理論が注目するのはこの点についてである。『政治的リベラリズム』の第6章「公共理性の観念」を『討議的民主主義』と題する論文集で取り上げている。ポーマンらは、市民たちが彼らの提案を公共善との関連において投げかけるように討議が律するという、討議的民主主義の最初の信条をロールズは我々に思い出させるとする [Bohman, 1997: xvi]。

しかしながら、公共理性の導入は、ロールズの政治理論を民主主義的に（さらに言うならば、討議的に）したのであるか。先に確認したとおり、民主主義過程において人々が、自らの利益などに基づいてではなく、公共的な関心の下に公共善に基づいて行為すべきであるということは、既に『正義の理論』においても論じ

られていた。この意味で『正義の理論』に公共理性の基本的な考えは内在していたといえよう。では、両著作における民主主義の内容はどこが異なるのか。この点について、公共理性と討議はまったく異なると主張するM. サワードの見解をとおして検討したい [Saward, 2002: 119-121]。

サワードは、ロールズ自身の主張にもかかわらず、ロールズは討議的民主主義者ではないし、そうたれないとする。ロールズにとって、「公共理性」は、重要な政治的問いへの対応の適切さにとって必要な、「一連の諸理由 (a set of reasons)」か、「推論の一つの方法 (a way of reasoning)」であるのかのどちらかである。しかし、この両義性を、ロールズは整理していないとサワードは指摘する。そして、ロールズが公共理性について、「考える」、「想像する」、「反省する」といった、「内的なダイアログ」の言葉を用いていることなどを取り上げ、公共理性の条件的で非討論的な性質を明らかにしている。「ロールズにとっての「公共理性」は、「現実に」仲間の市民たちと公共の場において推論する（討議し、討論する）ことの命令ではないように思われる。むしろそれは、内容についてのもの、すなわち、「公共的政治フォーラム」において、根源的な争点について如何にして考えるかについての一連のガイドラインであるように思われる」 [Saward, 2002: 114-115]。このようにして、サワードは、自らの心の中で、想像上の他者と内的なダイアログを行うことを規定するのが、公共理性についての妥当な解釈であるとするのである。サワードの議論を敷衍すれば、他者とのダイアログという民主主義の本質的契機を欠いている以上、公共理性は「討

議的」とも「民主主義的」ともいえないのである。

さらにサワードは、「公共理性」と「討議」が本質的に異なるがゆえにロールズが討議的民主主義者ではないと主張するだけに留まらず、『政治的リベラリズム』が、『正義の理論』の鏡像として理解されうるがゆえに、『政治的リベラリズム』を討議的民主主義に即して解することはできないと主張している。サワードは、両著作には、それぞれの議論の内部において同じ効果をもたらしている同等の概念が存在するという。彼によれば、ロールズの理論的変化と適応は、正義の構想をより実践的なものにするために為されたのではなく、正義に関する「討議」の結果をコントロールするために為された。『正義の理論』においては、「熟慮された確信」を有する市民が、反省的均衡のプロセスによって、無知のヴェイルの背後での選択構造によってモデル化される正義の要求にその確信を従わせる。このようにして、正義の二原理についての同意が得られる。それに対して『政治的リベラリズム』においては、道徳的な包括的教説を支持している市民が、「公共的政治フォーラム」に参入するとき、すなわち、彼女らが根源的な問題について投票を迫られるとき、市民は、公共理性の制約を受け容れねばならない。市民は、公共理性のガイドラインを満たす正義の政治的構想を展開することによって、所与の争点について、道徳的に他者もまた合意すると道徳的に期待しうる基盤を確認しうる。これが重なり合う合意とよばれる。そしてこれらの両著作を鏡像として理解するということは、両著作が対応する構造を有しているということである。[『正義の理論』において] 熟慮された確信

を有している市民は、『政治的リベラリズム』における] 道徳的な包括的教説によって包まれている市民である。公共的な政治的フォーラムにおける市民は、原初状態における市民と同様、……一定の種類の議論のみが適切もしくは受け入れ可能であるようなコンテキストに存在している。公共理性は、正義の構想において信じるべきである良く正しい理由および、所与の争点についての含意を見出すための内的で精神的なプロセスである。反省的均衡も同様である。公共理性が提供するものは、道徳的な包括的教説の重なり合う合意の焦点としての機能を(理念的に)果たしうる正義の政治的構想である。ちょうど公正としての正義が……関連するプロセスに従事する全ての人によって同意されるのと同じように」[Saward, 2002: 120-121]。このように、『正義の理論』の原初状態が、ダイアログを生じさせず単一の視点から正義の二原理を導くのと同じく、『政治的リベラリズム』においても、公共的フォーラムにおいて現実の討議あるいはダイアログは生じないのではないかとサワードは指摘するのである。

5 「公正としての正義」の位置

さて、それでは『正義の理論』から『政治的リベラリズム』への移行は、ロールズの民主主義についての見解と両著作における正義と民主主義の関係のあり方に全く変化をもたらさなかったと結論付けうるのであろうか。おそらくそうではないであろう。この点について、先のサワードの分析はいくつかの示唆を与えてくれると思われる。先述のとおり、公共理性の考え方は既に『正義の理論』において確認しうる。しかし、公共理性が「立憲制の本質要素と基礎

的正義の問い」に適用されるという指摘は、正義の二原理を、第二段階と第三段階に分割して適用すべきことを指摘している『正義の理論』の主張を思い起こさせる。すなわち第一原理が立憲制の本質要素に対応し、基礎的正義の問いが第二原理に対応するのである。これらの点から見て、『政治的リベラリズム』における公共的フォーラムは、サワードが指摘するように『正義の理論』における四段階のうちの第一段階の原初状態に対応するというよりも、むしろ第二段階と第三段階に対応すると考えるのが自然であろう。サワードがあえて原初状態を公共的フォーラムに対応させたのは、何故なのか。

その理由の一端は、両著作における「公正としての正義」構想の位置づけ上の変化に見出すことができると思われる。先に見たとおり、ロールズは公正としての正義の構想の普遍性要求を放棄しており、その結果、両著作においては構造的な違いが生じている。とりわけ、「公正としての正義」の構想自体の位置づけについては決定的な違いが生まれたと思われる。すなわち、『正義の理論』と『政治的リベラリズム』において注目すべき重要な相違点は、『政治的リベラリズム』において、公正としての正義の構想は、数ある道徳的なリベラルの構想の中の一つに過ぎないということをロールズが明示的にしたということなのである [Rawls, 1996: xlviii-xlix]。『正義の理論』においてロールズは、自らの公正としての正義の構想について、万人が認めうるものであり、あらゆる社会制度の正・不正を判定しうるほぼ唯一の基準であるとして提示したと考えられた。『政治的リベラリズム』においてもロールズは、公正としての正義の構想が、他の正義構想に対して優位性を

持つと考えている。ロールズにとって妥当な正義構想は、あくまでも「公正としての正義」なのである。しかしながら、『政治的リベラリズム』においては、この構想が、普遍的な唯一の正義の構想と認められるわけではないということ、許容されうるリベラルな政治的構想が複数あることを、認めているのである。

公共理性の制約も、この文脈において理解しうる。公共理性の制約は、正義の二原理の具体化を目的とするものではない。両著作において異なるのは、公共理性による制約は、「相互性」に由来するものであり、「公正としての正義」の正義の二原理に由来するものではないということである。ロールズは「公共理性の理想のポイントは、市民たちが、彼らの根源的な議論を、他者もまた支持することを道理的に期待される、そしてお互いが、誠意を持ってそのように理解された構想を擁護する用意がある価値にもとづく正義の政治的構想とそれぞれがみなすものの枠組みの内部において、行うべきであるということである」と述べる [Rawls, 1996: 226-227]。すなわち、公共理性の内容は、一つの正義の政治的構想のみによって与えられるものではない。「公正としての正義」の構想は、自分自身の正義の構想を思いつくことができなかつた全ての人々のための「規定のモード」としての政治的構想に過ぎないとサワードが示唆しているのは注目に値する [Saward, 2002: 117]。それゆえ、サワード自身が指摘するように、公共的フォーラムにおいて同意されるのは、「道理的な包括的教説の重なり合う合意の焦点としての機能を（理念的に）果たしうる正義の政治的構想」であり、それが必ずしも公正としての正義の構想とは限らないのである。

『正義の理論』における原初状態からはじまる四段階では、人々の討議は、正義の二原理を具体化するように、制約されていた。しかし、『政治的リベラリズム』の公共的フォーラムにおいて人々が訴える原理は、自らが、他者も合意しうると道理的に信じる正義の構想の原理なのである。そうであるとするならば、公共理性は確かに制約的ではあるものの、様々な政治的構想を持った人々の存在が想定されているという点で、『正義の理論』に比べて『政治的リベラリズム』の構造は、サワードが考えるよりも、かなり討議に開かれているのではないかと思われる。実際、ロールズは正義の政治的構想は、お互いの討議の結果、変容すると述べている [Rawls, 1996: liii]。これは、明らかに原初状態においては存在しないダイアログの契機が、公共的フォーラムに存在するということである。

そうであるとするれば、何故サワードは『政治的リベラリズム』を非討議的なものとして、あるいは非民主主義的なものとして理解したのであろうか。そのヒントは反省的均衡の観念の評価にあると思われる。サワードは、「反省的均衡は、孤独な思考プロセスであり、正義の内容についての我々の熟慮された確信に一致する初期状況の特殊な構想に到達するために、全ての市民によって、彼ら自身のものに基づいて従事され、行われるものである」と述べている [Saward, 2002: 117]。しかしながら、少なくとも、『政治的リベラリズム』における反省的均衡の過程の説明は、単純に「孤独な思考プロセス」として、あるいはモノローグ的なものとして理解することはできないのではないかと思われる。公共理性を『正義の理論』における反省的

均衡のプロセスと対応させた点において、サワードの見解は妥当であった。しかし、サワードは反省的均衡を完全にモノローグ的な過程として理解してしまったがゆえに、公共理性のダイアローグ的契機もまた無視することになったのではないかと考えられるのである。

6 むすびにかえて

サワードが指摘するように、確かにロールズの公共理性観念を即座に討議的民主主義に結びつけることには注意が必要である。しかしながら、S. ベンハビブはいくつかの点でロールズの公共理性観念と公共的討議のモデルは異なることを強調しつつも、ロールズの公共理性の観念と民主主義の討議的モデルがある根源的な前提を共有していることは認めている [Benhabib, 1996: 74-77]。すなわち両理論は、政治権力の正統性と制度の正義の検討とを、公共的なプロセスと考え、すべての市民の参加に開かれていると見ている点で共通する。政治制度の正義は、公衆が精査し、検討し、反省することではなければならないという考えが両者に共通して根源的なのである。

ベンハビブの討議的民主主義理論によれば、民主主義は「集団の福祉に影響する決定は、道徳的政治的に平等であると考えられる個人間の自由で道理に適った討議の手続きの結果としてみなされうるという原理にもとづいて、社会の主要な制度における集会的で公共的な権力の行使を組織化するためのモデル」として理解するのが、最も適切であるという。そして、このモデルによれば、政体の制度は、すべての人の共通の利益と考えられるものは、自由で平等な諸個人の間で、合理的で公正に行われる集会的討

議のプロセスから帰結するように配置されていなければならない。これが、正統性と合理性を獲得する必要条件とされる [Benhabib, 1996: 67-69]。

この主張の背後に存在するのは、全ての人々によって行われる、以下の特徴を持つ討議のプロセスの帰結として到達された規範のみが妥当であるというディスコース倫理の考え方である。その条件とは、①討議への参加が平等性と対称性の規範によって支配される、つまり、全ての人が言語行為を始め、質問し、対話し、討論を開始することについての同じチャンスを持つということ、そして②全ての人が会話の割り当てられたトピックを問う権利を持つということ、そして③全ての人が、ディスコースの手続きのまさにルールそのものと、それらが適用し実行される方法についての再帰的な議論を始め権利を持つということである。これらの規定を即座に民主主義的制度に移し変えることは難しいが、公共的な議論を構成する際の準拠点となりうるとベンハビブは主張する [Benhabib, 1996: 70]。ベンハビブによれば、公共的ダイアローグのモデルは、再帰的である。すなわち、それが、根源的な自問を許容し、権力関係の実在の形態に挑戦することを可能にするのである。これがコーエンのものとは異なるベンハビブの討議的民主主義の利点の一つといえよう。

問題は、ロールズの討議的民主主義の構想が、これを可能にするかどうかである。ロールズの『政治的リベラリズム』の構造とりわけ反省的均衡を詳しく分析し、それがダイアローグの契機を残していることが確認されうれば、ロールズの理論を民主主義的に解釈する余地はあることになるし、さらには、再帰的に解

積しうる余地が充分に残ることになると思われる。そして本稿は、その方向にこそ、現代の多元的社会に即した規範理論の姿が見えるのではないかと考えるのである。本稿は、あくまでも正義と民主主義の現代的展開の考察のための予備的作業であるため、この課題については別稿にて考察していきたい⁽⁶⁾。

[投稿受理日2005. 11. 25/掲載決定日2005. 12. 1]

注

- (1) K. ダウディングらによれば、一般的に、正義と民主主義の関係については三つの見解が存在している。第一の見解は、この二つの概念が別々の領域に存在しており、それぞれが独立にそれぞれの領域を支配していると考えられるものである。この見解に基づけば、対立の争点は未然に取り除かれており、問題は、単純に争点が「民主主義」の領域と「正義」の領域のどちらに属するかを決定することであるという。第二の見解は、この二つの概念は同じコインの両面であるというものである。一方が他方を含意し、もしくは同一の背景的価値が、両者を含意する。このように考えるならば、「正義」と「民主主義」の間の真の対立は決して存在しないか、もしくはいかなる対立も直接に背景的な価値に訴えることによって調整されることになる。そして第三の見解は、「民主主義」と「正義」は真に区別されるものであり、同時に働きうるが真に対立する価値であるとするものである。いかなる背景的価値への言及によっても、対立を調整する直接的な方法はないと考える[Dowding, 2004: 14]。
- (2) ただし、とりわけ『国家』について見られるこの解釈は、あくまでも一般的な解釈にすぎない。例えばワラックは、正義と民主主義が対立的(antagonistic)であるとするこのような解釈は誤解であると指摘している。彼によれば、『国家』における民主主義政治への批判は、あくまでも、「なんらかの現存の政治的秩序—それは民主主義的支配倫理を含むのだが—と、正義の定義との間の必然的な繋がりを拒否した」に過ぎず、根源的には非民主主義者ではなかったと論じている[Walla-

ch, 2001]。

- (3) 『正義の理論』の索引に、Democracyという項が存在しないことはしばしば指摘されている。
- (4) すなわち、公共理性観念を持ち出すまでもなく、討議的民主主義理論の重要な要素のいくつかはロールズの『正義の理論』に内在しているであり、その意味でもロールズは討議的民主主義理論の源流にあるといえよう。
- (5) 立憲制の本質要素については、ロールズは『再説』において、以下のように定義している。(1) 統治と政治過程の一般構造—立法権・行政権・司法権及び多数決ルールの限界—を明確にする基本的諸原理。(2) 投票権や政治に参加する権利、思想や結社の自由、良心の自由、ならびに、法の支配の保護といった、立法権を握る多数派が尊重しなければならない、市民たる地位に含まれる平等な諸々の基本的な権利と自由 [Rawls, 2001: 28]。
- (6) この課題の一部については、以前、拙稿にて触れている。[石黒, 2003]

参考文献

- Barry, Brian (1995) *Justice as Impartiality*, Oxford University Press.
- Benhabib, Seyla (1996) "Toward a Deliberative Model of Democratic Legitimacy" in *Democracy and Difference*, ed. Seyla Benhabib, Princeton University Press.
- Bohman, James and Rehg, William (1997) *Deliberative Democracy*, The MIT Press.
- Moore, Ronald (1979) "Rawls on Constitution-Making" in John Rawls *Critical Assessments of Leading Political Philosophers vol II*, ed. Chandran Kukathas, 2003, Routledge.
- Cohen, Joshua (1989) "Deliberation and Democratic Legitimacy" in *The Good Polity: Normative Analysis of the State*, ed. Alan Hamlin and Philip Pettit, New York: Basil Blackwell.
- Dowding, Keith and Goodin, Robert E. and Pateman, Carole (2004) *Justice and Democracy*, Cambridge University Press.
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice* (矢島鈞次監訳『正義論』, 紀伊国屋書店, 1979年), Harvard University Press.

- (1980) “Kantian Constructivism in Moral Theory”, in *John Rawls: Collected Papers*, Harvard University Press.
- (1996) *Political Liberalism : With a New Introduction and the “Reply to Habermas”*, Columbia University Press.
- (1999) “The Idea of Public Reason Revisited” in *The Law of Peoples: With “The Idea of Public Reason Revisited”*, Harvard University Press.
- (2001) *Justice as Fairness: A Restatement*, The Belknap Press of Harvard University Press.
- Rorty, Richard (1991) *Objectivity, Relativism and Truth*, Cambridge University Press.
- Nagel, Thomas (1989) “Rawls on Justice,” in *Reading Rawls: Critical Studies of A Theory of Justice*, ed. Norman Daniels, Stanford, California: Stanford University Press.
- Saward, Michael (2002) “Rawls and Deliberative Democracy” in *Democracy as public deliberation*, ed. Maurizio Passerin d’Entrèves, Manchester University Press.
- Wallach, John R. (2001) *The Platonic Political Art: A Study of Reason and Democracy*, The Pennsylvania State University Press.
- Walzer, Michael (1981) “Philosophy and Democracy” in *Political Theory*, vol9 no. 3. August.
- Wolff, Jonathan (1998) “John Rawls: Liberal democracy restated” in *John Rawls Critical Assessments of Leading Political Philosophers vol II*. ed. Chandran Kukathas, 2003, Routledge.
- 石黒 太 (2003) 「J. ローレンズの討議的民主主義理論」『社学研論集』第二号, 早稲田大学社会科学研究所。